



## 鳥取県警察本部長告示 第 50 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和8年9月7日

鳥取県警察本部長



意見の聴取の期日及び場所

令和8年10月6日 午前10時00分から  
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216

鳥取県警察本部  
運転免許試験場